

各分野の一般競争制度に代わる事業者選定の在り方
～結果満足につながる、コストと品質の評価方法とは?～

公共工事の入札・契約制度改革の取り組み

吉田 光市 国土交通省建設業課長

1. 現状と改革の方向

- 建設産業を取り巻く市場環境、制度環境が大きく変化する中で、様々な問題が顕在化。入札・契約制度の大変革期。
- 価格と品質に優れた最も価値の高い調達の実現と技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図ることが必要。
- 一般競争入札と総合評価方式の拡大を柱とする入札・契約制度改革を推進。

2. 「公共工物品質確保法」の制定と総合評価方式の拡充

- 「公共工物品質確保法」が昨年制定され、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へ大きく転換。
- 同法に基づき、技術提案等を募り、工期、機能、安全性、ライフサイクルコスト等価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」を大幅に拡充。

3. 建設生産システムの改革と多様な調達制度

- 建設生産は、「企画」、「設計」、「施工」、「維持管理」の川上から川下までの各プロセスにおいて、発注者・設計者・施工者等多数の関係者が相互に密接に関連するネットワークにより行われるもの。
- 各主体それぞれの価値の創造に対する努力・競争と各主体相互の対等なパートナーとしての共同作業を通じ、エンドユーザーに対してVMFを実現することが必要。
- プロジェクトの性格や各主体の能力等に応じ、発注者、設計者、施工者間の多様な役割分担による調達システムの検討が必要。

例) 性能発注、設計施工一括発注、CM方式の活用

プロポーザル方式、多段階審査方式

施工体制事前提出（オープンブック）方式 等